

地域運動部活動推進事業

(合同部活動の推進に関する実践研究)

1 事業目的

- (1) 学校教育あるいは地域における青少年スポーツ活動の関係者が、それぞれの立場で連携・協力し、「する・育てる・支える」スポーツ文化の循環サイクルの構築を目指す。
- (2) 中学生にとって望ましい持続可能な運動部活動と地域クラブ活動の推進・連携を図る。
- (3) 令和6年度4月の新設中学校の開校を好機ととらえ、現3中学校部活動が連携・協力し合い、開校に先駆け、合同練習会や合同部活動ができる体制や学校と地域が融合した指導・支援体制を構築する。
- (4) 地域指導者の人材発掘と育成を図り、指導体制の拡充を図る。
- (5) 「休日の部活動地域移行」や「ジュニアユーススポーツ推進体制」に関する検討を行う。

2 具体的内容

- (1) 町内3中学校の合同部活動及び拠点校部活動の実施
- (2) 合同部活動での合同練習会の計画的な実施や大会参加
- (3) 白石町部活動検討委員会及び部活動競技別検討部会の実施
- (4) 白石町ジュニアユーススポーツ推進研修会及び説明会の実施
- (5) JSPO公認スポーツ指導者資格取得の奨励と指導者育成
- (6) 「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」(白石町版)に関する協議・検討
- (7) 白石町立中学校に係る「部活動の方針」の改訂

3 令和5年度予算額

2,913,150円

学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する 総合的なガイドライン【概要】

- 少子化が進む中、将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するため、速やかに部活動改革に取り組む必要。その際、生徒の自主的で多様な学びの場であった部活動の教育的意義を継承・発展させ、新しい価値が創出されるようにすることが重要。
 - 令和4年夏に取りまとめられた部活動の地域移行に関する検討会議の提言を踏まえ、平成30年に策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を統合した上で全面的に改定。これにより、学校部活動の適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方とともに、新たな地域クラブ活動を整備するために必要な対応について、国の考え方を提示。
 - 部活動の地域移行に当たっては、「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下、生徒の望ましい成長を保障できるよう、地域の持続可能で多様な環境を一体的に整備。地域の実情に応じ生徒のスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消することが重要。
- ※ I は中学生を主な対象とし、高校生も原則適用。II～IVは公立中学校の生徒を主な対象とし、高校や私学は実情に応じて取り組むことが望ましい。

I 学校部活動

教育課程外の活動である学校部活動について、実施する場合の適正な運営等の在り方を、従来のガイドラインの内容を踏まえつつ示す。

(主な内容)

- ・ 教師の部活動への関与について、法令等に基づき業務改善や勤務管理
- ・ 部活動指導員や外部指導者を確保
- ・ 心身の健康管理・事故防止の徹底、体罰・ハラスメントの根絶の徹底
- ・ 週当たり2日以上¹の休養日の設定（平日1日、週末1日）
- ・ 部活動に強制的に加入させることがないようにする
- ・ 地方公共団体等は、スポーツ・文化芸術団体との連携や保護者等の協力の下、学校と地域が協働・融合した形で環境整備を進める

II 新たな地域クラブ活動

学校部活動の維持が困難となる前に、学校と地域との連携・協働により生徒の活動の場として整備すべき新たな地域クラブ活動の在り方を示す。

(主な内容)

- ・ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体の整備充実
- ・ 地域スポーツ・文化振興担当部署や学校担当部署、関係団体、学校等の関係者を集めた協議会などの体制の整備
- ・ 指導者資格等による質の高い指導者の確保と、都道府県等による人材バンクの整備、意欲ある教師等の円滑な兼職兼業
- ・ 競技志向の活動だけでなく、複数の運動種目・文化芸術分野など、生徒の志向等に適したプログラムの確保
- ・ 休日のみ活動をする場合も、原則として1日の休養日を設定
- ・ 公共施設を地域クラブ活動で使用する際の負担軽減・円滑な利用促進
- ・ 困窮家庭への支援

III 学校部活動の地域連携や 地域クラブ活動への移行に向けた環境整備

新たなスポーツ・文化芸術環境の整備に当たり、多くの関係者が連携・協働して段階的・計画的に取り組むため、その進め方等について示す。

(主な内容)

- ・ まずは休日における地域の環境の整備を着実に推進
- ・ 平日の環境整備はできるところから取り組み、休日の取組の進捗状況等を検証し、更なる改革を推進
- ・ ①市区町村が運営団体となる体制や、②地域の多様な運営団体が取り組む体制など、段階的な体制の整備を進める
※地域クラブ活動が困難な場合、合同部活動の導入や、部活動指導員等により機会を確保
- ・ 令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間として地域連携・地域移行に取り組むにつれ、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指す
- ・ 都道府県及び市区町村は、方針・取組内容・スケジュール等を周知

IV 大会等の在り方の見直し

学校部活動の参加者だけでなく、地域クラブ活動の参加者のニーズ等に応じた大会等の運営の在り方を示す。

(主な内容)

- ・ 大会参加資格を、地域クラブ活動の会員等も参加できるよう見直し
※日本中体連は令和5年度から大会への参加を承認、その着実な実施
- ・ できるだけ教師が引率しない体制の整備、運営に係る適正な人員確保
- ・ 全国大会の在り方の見直し（開催回数数の精選、複数の活動を経験したい生徒等のニーズに対応した機会を設ける等）

令和5年度 部活動検討委員会及び競技別検討部会 実施計画

年度	月	部活動検討委員会	協議内容・要点	競技別検討部会 (合同部活動)	説明会 広報活動等
令和6年度	4	5/18 第4回検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> *「地域運動部活動推進事業」概要説明 *R6 新設中学校部活動開設種目の協議 <ul style="list-style-type: none"> ・「学校」部活動開設における原則 ・「条件」「方向性」の検討 *「部活動の方針」(改訂案)の要点整理 	7月 第1回競技別検討部会 *開設種目の「条件」「定義」の確認 *合同部活動実施計画作成 *顧問及び地域指導者の連携 10月 第2回競技別検討部会 *合同部活動・拠点校部活動実施状況報告 *諸課題に関する情報共有 1月 第3回競技別検討部会 *新「部活動運営計画」及び「部活動地域移行」に関する情報交換	5月31日(水) *教職員向け説明 ・合同部活動 ・地域移行 6月 *地域指導者公募 8月 *「部活動開設」「合同部活動」「拠点校部活動」に関する広報誌発行 10月～11月 *新入生説明会 ・部活動開設 ・地域クラブ活動
	5				
	6				
	7	7月中旬 第5回検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> *「合同部活動実施要項」の協議 *「合同部活動」推進体制の検討 		
	8				
	9	9月中旬 第6回検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> *R6 新設中学校部活動開設種目の協議 <ul style="list-style-type: none"> ・開設種目の決定 *「部活動の方針」(改訂案)の審議・協議 *「部活動運営計画(案)」の検討・協議 		
	10				
	11	10月 ジュニアユース スポーツ推進研修会 (兼:第7回検討委員会)	<ul style="list-style-type: none"> *R6 新設中学校部活動開設種目の公表 *「部活動の方針」(改訂案)の承認 *合同部活動・拠点校部活動実施状況報告 		
	12				
	1	1月下旬 第8回検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> *「白石町における部活動の地域移行に向けた取組」 *「白石町部活動地域移行推進計画」の検討 *新白石中学校「部活動運営計画」協議 		
2					
3					

白石町立学校に係る「部活動の方針」(改訂)の要点

I 学校部活動

1 適切な運営のための体制整備

(1) 学校部活動に関する方針の策定等

○ 校長は、「学校の部活動に係る活動方針」を策定し、**活動方針、活動計画及び活動実績**を公表

○ 部活動顧問は、年間並びに毎月の**活動計画及び活動実績**を作成し、校長へ提出

(2) 指導・運営に係る体制の構築

○ 必ずしも**教師が直接休日の指導や大会等の引率に従事しない体制**を構築

○ **部活動指導員や地域指導者の積極的な任用**⇒部活動指導員等が指導と大会等の引率を担当

2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進

(1) 適切な指導の実施

○ **運動部活動の文化部活動ともに**休養等を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

3 適切な休養日等の設定

○ スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究も踏まえ、**従来と同様の基準(活動時間、休養日、休養期間)**を設定

○ 学校部活動以外の多様な活動を行うことができるよう、**ある程度長期の休養期間(オフシーズン)**を設定

4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備

- 気軽に友達と楽しめる、適度な頻度で行える等多様なニーズに応じた活動を行う環境の整備

【具体的な例】

- 運動部活動
- ア 複数のスポーツや季節ごとに異なるスポーツを行う活動
 - イ 競技・大会志向でなくレクリエーション志向で行う活動
 - ウ 体力づくりを目的とした活動
 - エ 生徒が楽しく体を動かす習慣の形成に向けた動機付けとなる活動

- 文化部活動
- ア 体験教室などの活動
 - イ レクリエーション的な活動
 - ウ 障害の有無や年齢等に関わらず一緒に活動することができるアート活動
 - エ 生涯を通じて文化芸術を愛好する環境を促進する活動

- 運動、歌や楽器、絵を描くことなどが苦手な生徒や障害のある生徒の参加

- ア スポーツ・文化芸術等に親しむことを重視し、一人一人の違いに応じた課題や挑戦を大切にすること
- イ 過度な負担とならないよう活動時間を短くするなどの工夫や配慮

- 生徒の自主的・自発的な参加

- ア 生徒の意思に反して強制的に加入させることがないように配慮
- イ 活動日数や活動時間の見直し
- ウ 特定の種目・部門だけでなく、様々な活動（スポーツ・文化芸術や科学分野の活動、地域での活動）を同時に経験できるよう配慮

5 学校部活動の地域連携

- 学校部活動だけでなく、地域で実施されているスポーツ・文化芸術活動を周知
- 生徒が興味関心に応じて、自分にふさわしい活動を選べるよう配慮